買物支援サービスのサービス提供について

○サービスの対象者について

要支援認定者又は基本チェックリストにより総合事業対象者と判定された方（以下「要支援等認定者」という）で

①利用予定者の状態または生活環境

　・利用予定者が外での独歩が難しい

　・利用予定者宅から商店までの道のりに難がある

（遠距離、上り下りが多い・激しい、狭小な経路で交通量が多い、交通量が多いうえ適当な横断経路がない等）

①のいずれかに該当し、更に

②利用予定者の世帯構成等

　・独居

・同居者のすべてが要支援等認定者

・同居者が高齢者のみで、要支援等認定者ではないが、家族等の面談において買物支援が困難と判断できる場合

・同居者のすべてが身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている

②のいずれかに該当された方のうち、近所に買物を支援できる家族や親族、知人等がいない方や、平時は、家族等による支援を行っているが、支援者の病気や入院等により一時的に支援が受けられない状態である方

上記条件に該当しない方でも、市または地域包括支援センターが買物支援サービスが必要と判断した場合にはサービス利用の対象者となりえます。

利用者の負担割合については、志摩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の第11条（1割負担について）、第12条（2割負担について）、第19～21条（給付制限について）により判別し、1回あたりの単価については、別に定めます。（介護報酬や最低賃金の改定に合わせ柔軟に対応できるよう）

○利用について

　利用者の自立支援に向けたサービス提供方法でなければならない

　例：日常の買い物は自分でもできるが大きいものや重いものについてサービス利用が

必要な場合

→週1回の利用にとらわれず、2週間に1回や月1回など必要な分についてサービスを計画する